

## 個別接種促進のための支援事業に関するQ&A(令和4年10月2日以降の制度変更について)

※国のQ&Aを抜粋したものです。実際の運用・解釈は厚生労働省の補助金交付要綱等に従うこととなりますので、あらかじめご了承ください。

広島県健康福祉局ワクチン政策担当作成(R4.10.6更新)

<p>Q1 個別接種促進のための支援事業の実施期間はいつまでか。</p>	<p>A1</p> <p>令和5年3月末までです。具体的には、以下のとおりですが、<b>病院が1日50回接種を行った場合に10万円支給する支援については、令和4年11月30日(水)が終期となります。</b></p> <p>第8期間: 令和4年8月7日(日)～令和4年10月1日(土) 第9期間: 令和4年10月2日(日)～令和4年12月3日(土) 第10期間: 令和4年12月4日(日)～令和5年2月4日(土) 第11期間: 令和5年2月5日(日)～令和5年3月31日(金)</p>
<p>Q2 令和4年10月以降、「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること」が支援の要件に追加されたが、「時間外、夜間及び休日」の定義は。</p>	<p>A2</p> <p>以下の記載のとおりとなり、いずれか一つに該当すれば要件を満たします。</p> <p>時間外: 当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間 夜間: 18時以降(医療機関の診療時間に関わらない) 休日: 日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。 なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。(医療機関の診療日に関わらない。)</p> <p><b>※接種費用の時間外・休日の接種に対する加算(時間外+730円、休日+2,130円)における考え方は異なるためご留意願います。 (例: 土曜日に診療時間を設けている医療機関が診療時間内に接種を行った場合、本支援における休日(土曜日)に接種体制を用意しているため、本支援の要件は満たすが、接種費用の請求においては、従前どおり、土曜日は休日ではなく、また、診療時間内の接種であることから、時間外加算、休日加算の請求は出来ない。)</b></p>
<p>Q3 当初、時間外や夜間にコロナワクチンの接種を行う予定はなかったが、予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は「時間外、夜間または休日に接種体制を用意している」ことになるか。</p>	<p>A3</p> <p>時間外等に接種体制を用意していることになりません。予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。</p>

<p>Q4 個別接種促進のための支援を受けるに当たり、時間外、夜間または休日にかかる接種体制は、いつ、また、どの程度の日数で実施する必要があるか。</p>	<p>A4 週 100 回(150 回)以上の接種行った場合の支援については、当該回数の接種を行った週のうち、少なくとも1日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。</p> <p>また、50 回以上／日の接種を行った場合に 10 万円交付する支援については、50 回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。</p>
<p>Q5 当初、時間外や夜間に接種予定であったが、被接種者が診療時間内に来た場合やキャンセル等により、時間外の接種が〇となり、結果的に診療時間内で接種が終了した場合は、「時間外、夜間または休日に接種体制を用意している」ことになるか。</p>	<p>A5 「時間外、夜間または休日に接種体制を用意している」こととなります。支援の要件となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種(日中の診療時間内に行った接種等)を計上して差し支えありません。また、時間外、夜間に接種可能な接種体制を用意した上で、結果的に時間外等の当該時間帯による接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を超過していた場合には支援の対象となります。</p>
<p>Q6 時間外、夜間または休日において、自身の診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合も「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」したこととみなしてよいか。</p>	<p>A6 ご認識のとおり、医療機関が自治体の集団接種会場等に時間外、夜間または休日に医療従事者を派遣した場合も含まれます。また、週に 100 回(150 回)以上行った場合の支援、1日 50 回以上行った場合の支援の両方で同じ取扱いです。なお、時間外・夜間または休日の接種への取組の要件を満たすものであって、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上することはできません。(時間外、夜間又は休日に自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣していれば、自身の診療所では日中の診療時間内でのみ接種を行っていても、時間外等に接種体制を用意したこととなりますが、計上できる接種回数は、当該診療所で接種した回数のみとなります。)</p>
<p>Q7 「時間外」については、「当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間」とされている。については、医療機関の職員の勤務時間は17時までであるが、当該医療機関の診療時間が15時までである場合は、17時以降ではなく、15時以降が「時間外」となるという理解でよいか。</p>	<p>A6 ご認識のとおりです。</p>

<p>Q8 週に 100 回(150 回)、1日 50 回の接種数は、時間外、夜間または休日に行った接種のみを計上するのか。</p>	<p>A8 支援の要件となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種(日中の診療時間内に行った接種等)を計上して差し支えありません。また、時間外、夜間に接種可能な接種体制を用意した上で、結果的に時間外や夜間の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を満たしていた場合には支援の対象となります。</p>
<p>Q9 病院が特別な接種体制を確保し、50 回以上/日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合の支援については、時間外、夜間または休日にかかる接種体制の要件は求められないのか。</p>	<p>A9 従前のおりのままです。本支援については、令和4年 10 月以降においても、令和4年9月までの要件同様、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していなくても支援の対象となります。</p>
<p>Q10 個別接種促進のための支援を受けるに当たって必要な取組として、10 月以降の取組に「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」することを追加した意図はなにか。</p>	<p>A10 新型コロナワクチンの3回目接種については、特に 10 代から 30 代の若年層の接種率が低い状況です。接種を希望する当該世代が接種を受けやすくするための環境整備の一環として、日中の合間時間や、一般的な企業等の勤務時間以外の時間帯である平日の 18 時以降、土日祝日等における接種環境の拡充が重要であると考え、医療機関の協力を求める趣旨です。</p>
<p>Q11 病院が 50 回以上/日の接種を行った場合に 10 万円交付する支援について、11 月末で支援を終了する理由は。</p>	<p>A11 オミクロン株対応2価ワクチンの接種においては、9月の開始当初から多くの対象者において接種時期が到来しており、開始当初からの迅速な接種が重要と考えるところ、年内までにすべての希望者に確実に接種していただくため、本支援については 11 月までにすることで接種の促進を図ることとしました。</p>
<p>Q12 病院が特別な体制を確保し、50 回以上/日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合の支援についても 11 月で終了となるのか。</p>	<p>A12 特別な体制を整備して接種を行った場合の人件費に関する支援については、12 月以降も引き続き実施して参ります。</p>
<p>Q13 病院における取組のうち、「特別な接種体制を確保し、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、指定する2か月の間に4週間以上あった場合」は10月以降も従前通りとされているが、時間外等に50回以上/日の接種を週1日行っていれば、時間外、夜間または休日でない日に50回以上/日の接種を実施した日も対象となるか。(加算対象の週において、時間外等に実施していない日の接種も加算してよいのか。)</p>	<p>A13 1日50回以上接種し、10万円の支給を受ける支援を受けるには、1日50回以上接種したその日に、時間外等に接種体制を用意する必要があります。ただし、+7,550円/時間(医師)+2,760円/時間(看護師)の支援については、従前の通り、時間外等の接種体制を要件としません。(時間外等ではない日に50回以上/日の接種を4週以上した場合、10万円/日の支援はありませんが、+7,550円/時間(医師)+2,760円/時間(看護師)の支援に該当します。)</p>
<p>Q14 個別接種促進のための支援事業において、診療科ごとに診療時間が異なる場合、「標榜する診療時間」として、主に接種に対応する診療科の診療時間を適用してもよいのでしょうか。</p>	<p>A14 ワクチン接種は、特定の診療科に属するものではないため、特定の診療科の診療時間から外れることのみをもって加算の対象とすることは困難です。個別の診療科ではなく、病院全体の標榜時間によりご判断ください。</p>